

様式第4号（第10条関係）

大阪府指令 エネ政第 号

住 所

法人名

大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金は、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）及び大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

平成 年 月 日

大阪府知事 松井 一郎

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合（要綱第11条第1項は除く）
 - イ 補助事業の内容の変更をする場合（要綱第11条第2項は除く）
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (3) 初期負担額を超える寄付金等を確保した場合は、その超過分に応じて交付額を減額する。